

建築基準法第42条第2項道路後退整備のあらまし

安全で快適な

住みよいまちづくりのために

高 石 市

はじめに

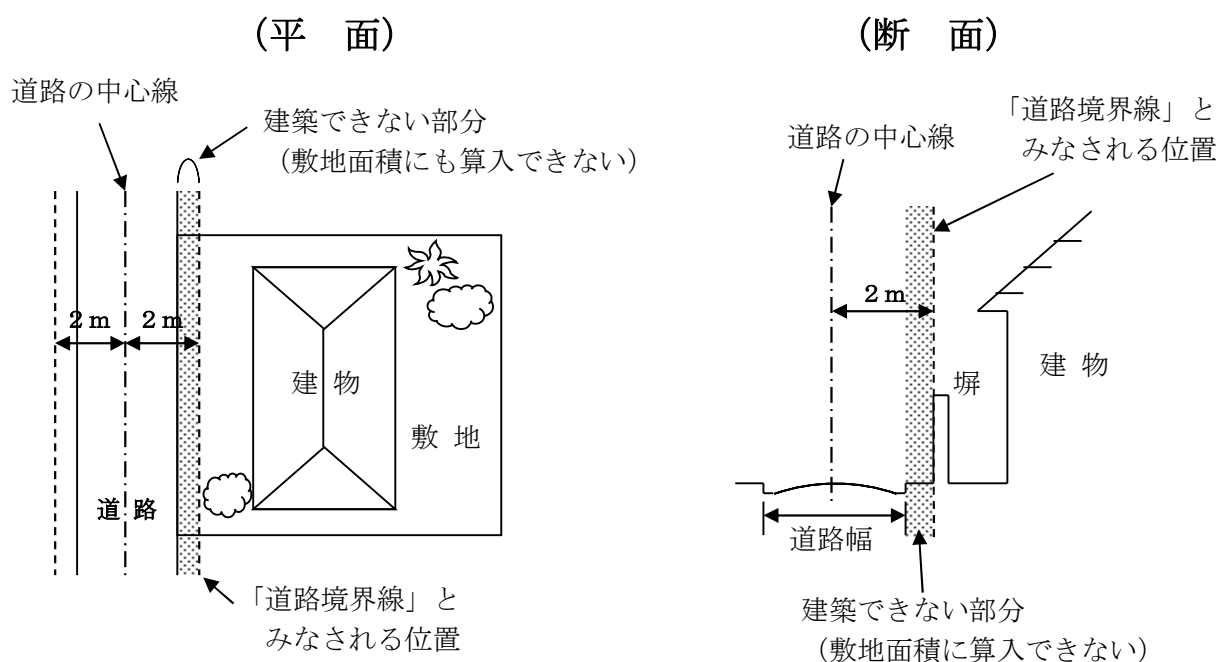
私たちの身近にある道路は通行だけではなく、日常生活における日照や通風、採光を確保することや、下水道、水道、ガス等の埋設及び災害時の避難、消防活動等に対して重要な役割を果たしています。

しかし、高石市内には狭い道路が数多く存在しているため、良好な住環境及び災害に強いまちづくりを進めていくために狭い道路を拡幅していく必要があります。

つきましては、安全で快適なまちづくりを進めるため、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

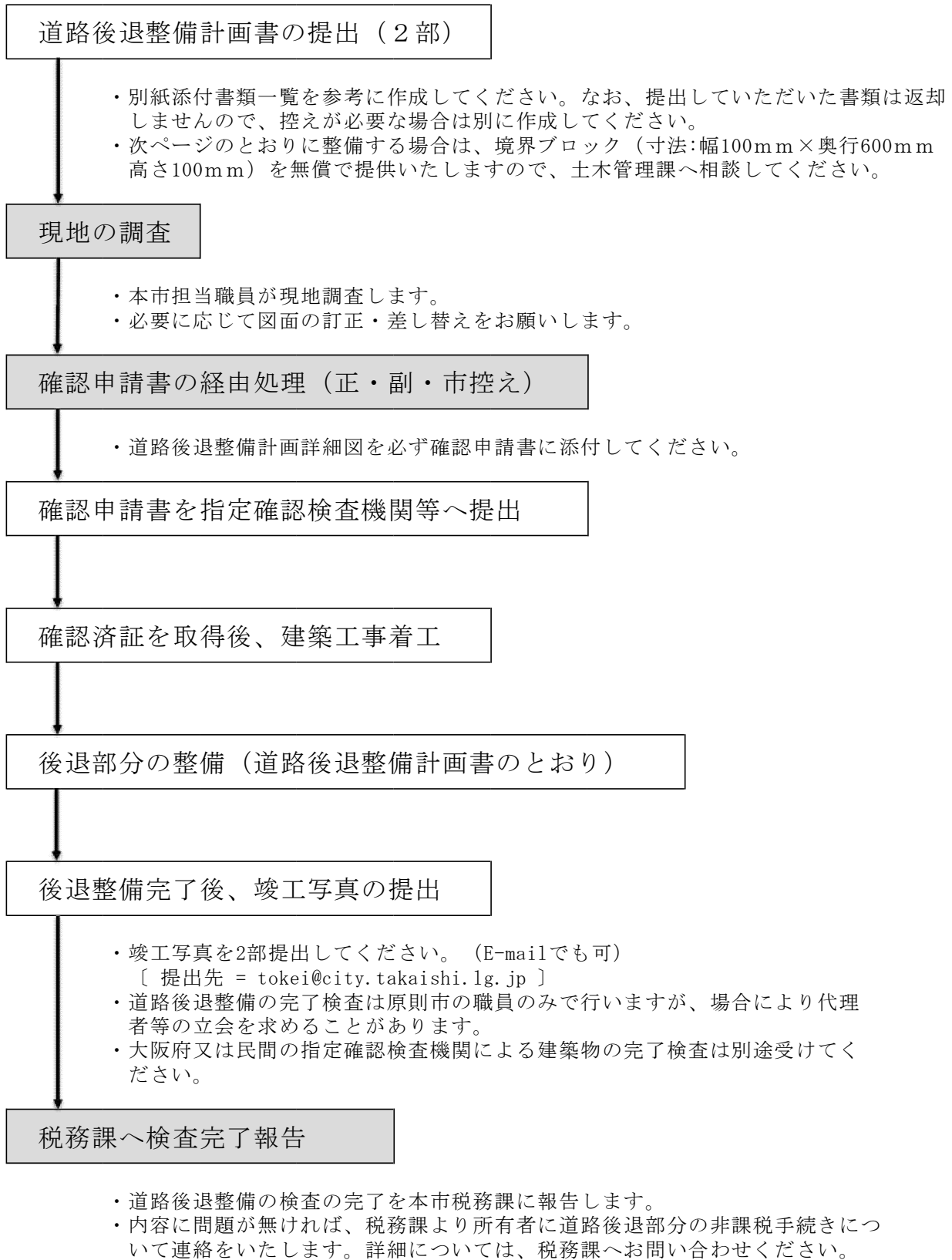
建築基準法第42条第2項道路とは

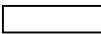
建築基準法施行当時（昭和25年11月23日（旧取石村の区域については昭和28年4月1日））、現に建築物が立ち並んでいる、道路幅員が4メートル未満の道路で、大阪府が指定した道路を「建築基準法第42条第2項に規定する道路（2項道路）」といいます。



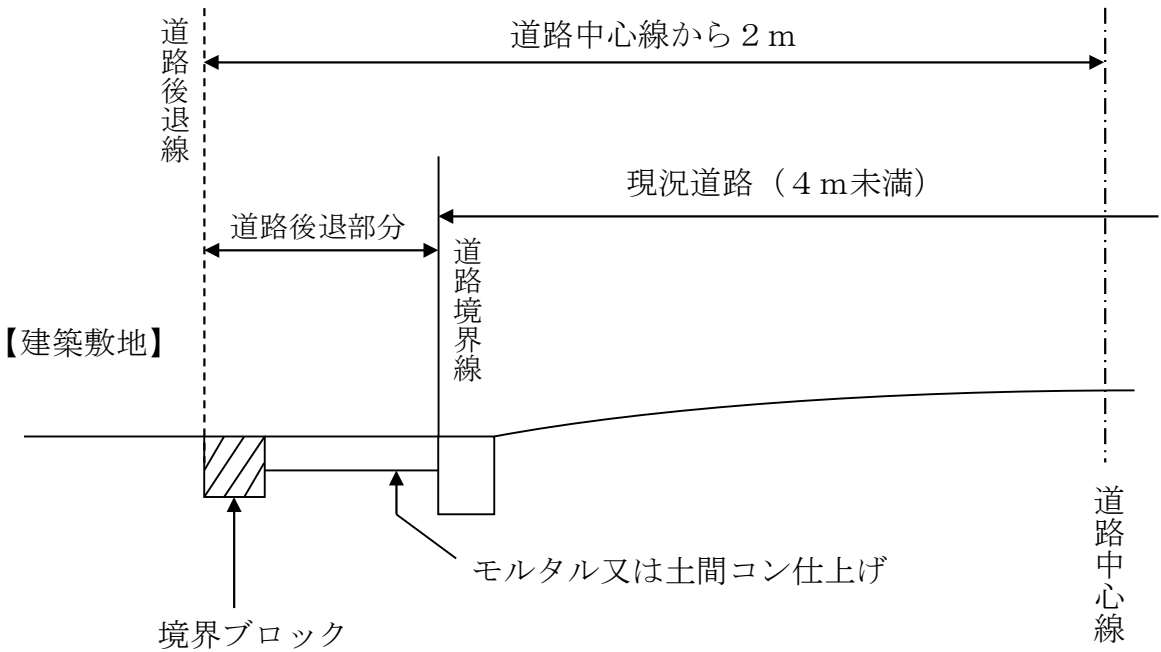
(注) 道路境界線から突出して家や門、塀を造ることはできません。

建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路後退の流れ

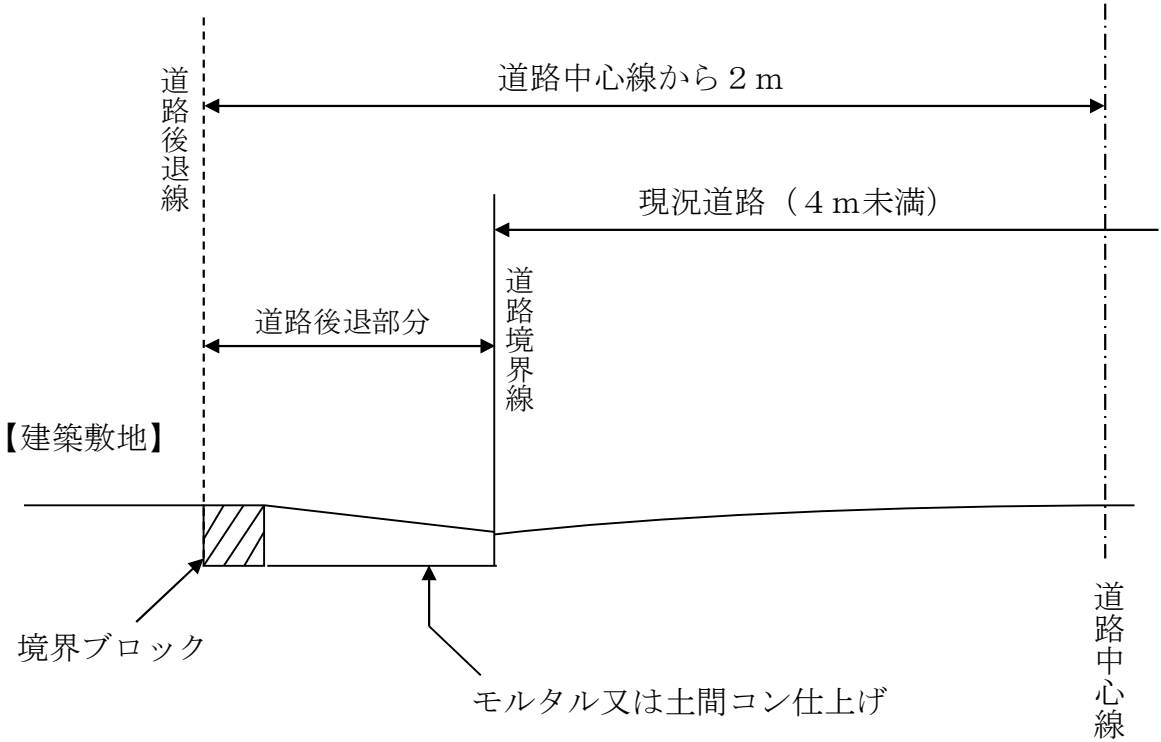


 代理者等が行う行為
 市が行う行為

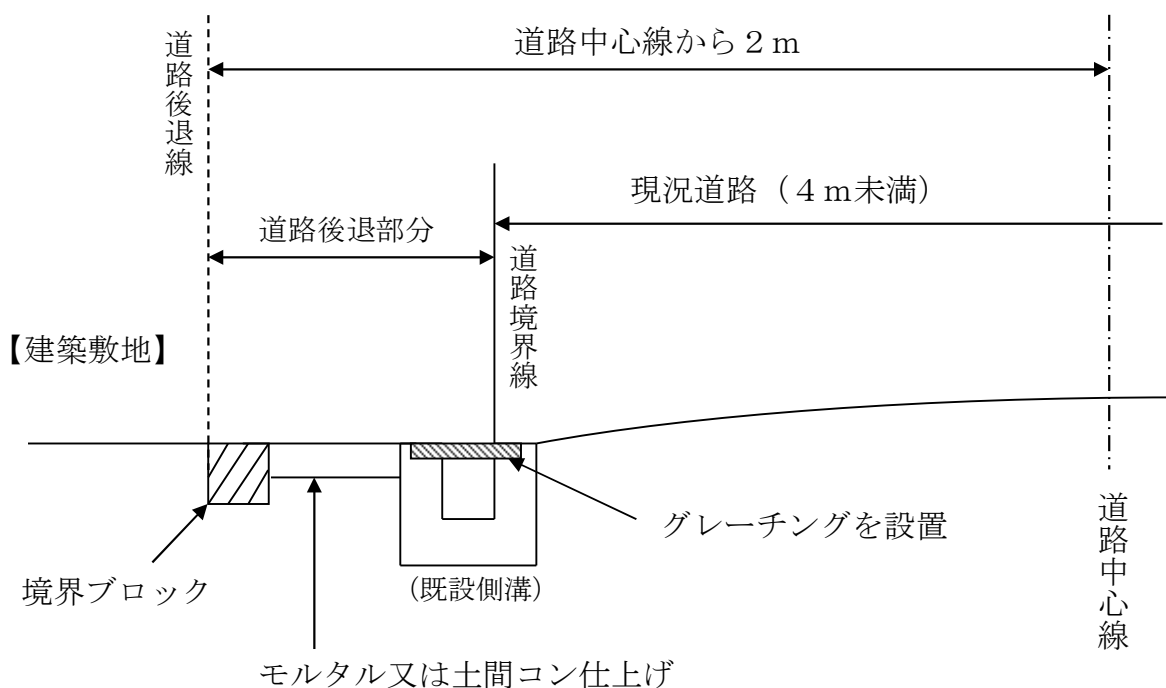
整備方法 1



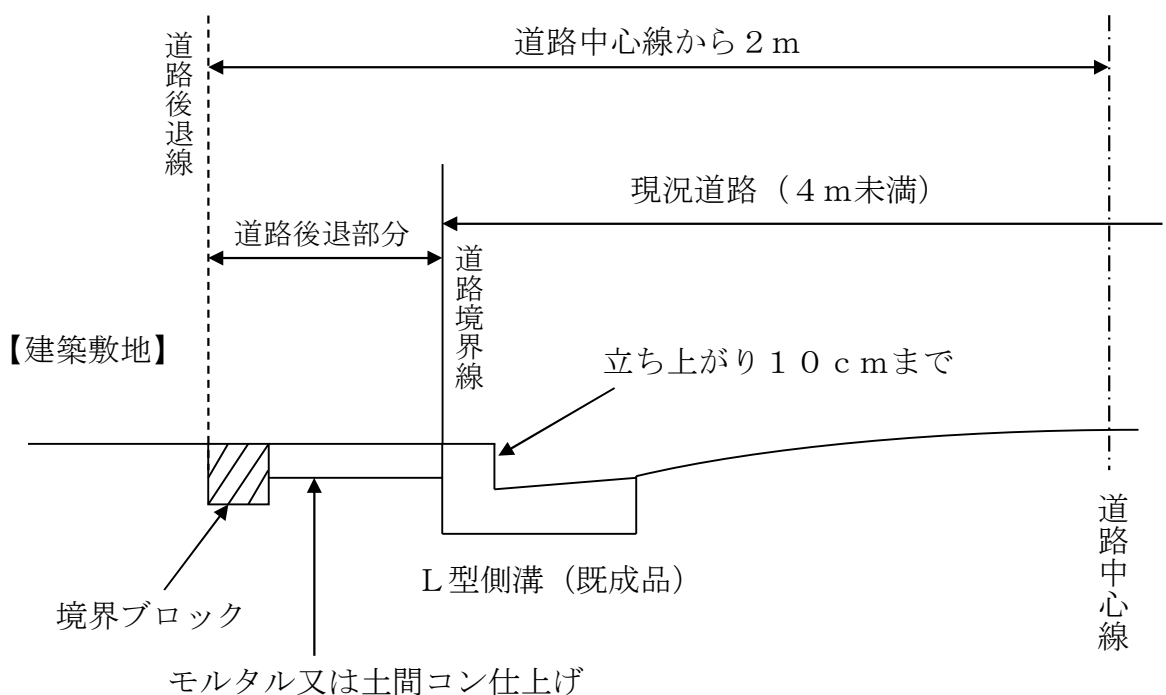
整備方法 2



整備方法 3



整備方法 4



※注意

道路後退部分が 10 cm に満たない等で、境界ブロックが設置できない場合は、目地等で境界ラインがわかるように整備してください。

建築基準法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路後退整備計画書

高 石 市 長 殿

建 築 主 住 所 _____
 氏 名 _____
 代 理 者 住 所 _____
 氏 名 _____
 T E L _____
 E-mail _____

建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請を行うにあたり、同法第 42 条第 2 項の規定に基づく道路後退に関して本計画書を提出します。

なお、本計画書の内容は建築主、代理者及び設計者等と共有し、下記の事項を遵守します。

記

申請地番	高石市
遵守事項	1. 道路後退整備の内容については、別紙道路後退整備計画詳細図のとおり に施工します。 2. 道路後退整備の完了後、直ちに写真を提出し、本計画書に基づく市の検 査を受けます。 3. 市の検査後であっても道路後退部分には塀等を一切築造しません。

【その他注意事項等】

添付図書	☐ 付近見取図 ☐ 道路後退整備計画詳細図（平面図、道路部分の断面図、後退部分の求積図） ☐ 現況写真（道路部分） ☐ 公共用地境界との明示指令図（市の認定道路及び管理道路等に接する場合）
境界ブロック の無償提供	後退整備に伴い境界ブロック（寸法：幅 100mm×奥行 600mm×高さ 100mm）を使用する場合は、無償で提供いたしますので、本市土木管理課へ相談してください。
完了検査	後退部分の整備完了後、竣工写真（スケールをあてて寸法がわかるように全 景・始点・終点を撮影したもの）を 2 部都市計画課へ提出してください。 写真の提出は E-mail でも可能です。【提出先：tokei@city.takaishi.lg.jp】 市の担当者が現地の整備状況を検査いたします。 （場合により代理者等の立会を求めることがあります。）
道路後退用 地の非課税 手続き	市の検査が完了すると、その旨を本市税務課へ報告いたします。 内容に問題が無ければ税務課より所有者に非課税手続きの連絡をさせていただ きます。詳細については、税務課へお問い合わせください。

建築基準法第42条第2項の規定に基づく道路後退整備計画書添付書類一覧

書類の名称	明示事項
付近見取図	① 方位、道路、目標となる地物 ② 申請敷地形状
道路後退整備計画詳細図	平面図・・・①縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差 ②道路、幅員 (明示がある場合は、明示断面の位置に合わせて表示) ③予定建築物、用途 ④後退整備に伴って撤去する必要がある建築物、門、塀等 (撤去の旨を表示) ⑤後退整備に伴って移設する必要がある宅内桝、水道メーター等(敷地内へ移設する旨を表示) ⑥公共用地境界線の境界等 断面図・・・①道路の断面を全幅で2箇所以上 (明示がある場合は、明示断面の位置に合わせて表示) ②後退部分の整備内容 (境界ブロックの設置、モルタル仕上げ等の旨を表示) ③後退整備に伴って撤去する必要がある建築物、門、塀等 (撤去の旨を表示) 求積図・・・①後退部分の求積図 (既に道路内に持ち出している建築主の土地がある場合は、その部分の求積も併せて表示)
現況写真	道路部分のみ(2枚以上) 幅員が明確でない場合には、どの地点から幅員を測定したのかを表示
道路明示指令図	市道、市管理道路に接する敷地の場合は必要 (里道敷・水路敷の場合には、里道・水路明示が必要)

この手続きについて、不明な点は下記にお問い合わせください。

TEL 072-265-1001 (代表)	
対応内容	対応窓口
・後退整備計画の手続き、整備内容等に関する事	都市計画課指導係 電話：072-275-6406 E-mail：tokei@city.takaishi.lg.jp
・境界ブロックの提供、道路明示等に関する事	土木管理課管理業務係 電話：072-275-6413
・道路後退用地の非課税の適用条件・手続き等に関する事	税務課固定資産税係 電話：072-275-6109